

長管協発 6 第 50 号
令和 6 年 11 月 12 日

組合員 各位

長崎市管工業協同組合
理 事 長 谷村 正夫
(公 印 省 略)

約束手形による売掛金の支払について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は組合運営にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり、令和 6 年 11 月からは、約束手形のサイトを 60 日に短縮して振り出すよう経済産業省から通知が出ております。したがって、当組合においても国の方針に従い、11 月からは、組合で受領する手形のサイトを最大 60 日とさせていただきます。

なお、本件においては、「組合供給事業取り扱い規約」の一部改正が必要になりますので、来年 5 月に開催予定の第 61 回通常総会において、議案を上程させていただくこととしております。

また、政府は令和 8 年までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しており、紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行を強力に推進しておりますので、必要な場合は、ご利用されている金融機関にて「でんさい」の導入をご検討ください。

何かご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせください。

以上

約束手形、電子記録債権、一括決済方式を
利用している皆様

交付から満期日までの期間 60日 を超えていませんか？

2024年11月以降、交付から満期日までの期間※₁が60日を超える
約束手形、電子記録債権、一括決済方式は、
行政指導※₂の対象となり得ます。

※₁ 一括決済方式の場合は、「代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間」

※₂ 行政指導の対象は、下請法適用対象の取引



手形サイト60日

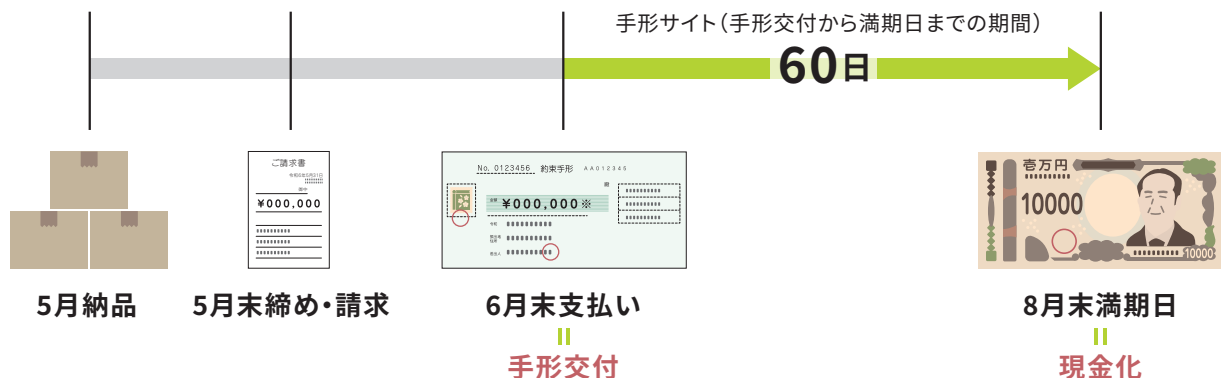


手形サイト90日



手形サイト120日

手形払い(サイト60日)の例 ※月末締め翌月末手形払いの場合



※ 政府は、2026年を目途とした、
紙の約束手形の利用廃止にも取り組んでいます。

